

数理物質系におけるインターンシップ実施要項

平成28年9月1日
数理物質系長決定

(目的)

第1 本要領は、筑波大学数理物質系（以下「数理物質系」という。）において学生を対象に実務を体験させることにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資すること及び筑波大学への理解を深めてもらうことを目的とし、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

(実習の期間)

第2 実習の期間は1週間以上3ヶ月程度とする。

(実習の場所)

第3 学生の受入れ先は数理物質系とする。

(実習の対象者)

第4 実習の対象者は、高等専門学校、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する学生とする。

(申し込み、受入れ対象者の決定及び通知)

第5 大学等は、インターンシップを希望する学生があった場合には、実務を体験させる期間の2ヶ月前までに数理物質系長あて別紙1により依頼するものとする。

2 数理物質系長は、実務を体験させる期間の1ヶ月前までに受入れの可否について、大学等宛て通知する。

(覚書の締結)

第6 大学等は、数理物質系が学生をインターンシップ実習生（以下「実習生」という。）として受入れを開始するまでの間に、別紙2により覚書を締結するものとする。

(実習の体制)

第7 数理物質系は、実習生ごとに受入れ教員を置き、受入れ教員が実習生の指導・助言等にあたるものとする。

(実習生の身分等)

第8 実習生の身分等については、次のとおり扱うこととする。

- (1) 実習生の服務については、原則として筑波大学職員の服務に準ずるものとし、実習生は受入れ教員の指導等に従わなければならない。
- (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密について、実習中及び実習終了後においても部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- (3) 実習生が実習期間中に筑波大学の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、数理物質系長は実習生についての実習を打ち切ることができるものとし、すみやかにその旨を大学等に通知するものとする。
- (4) 実習生は、上記(1)～(3)についての誓約書（別紙3）を受入れを開始するまでの間に数理物質系長に提出しなければならない。

(実習時間等)

第9 実習生の実習時間等は、次のとおりとする。

- (1) 実習時間は、8時30分から17時15分までの間とし、1時間の休憩時間を設定するものとする。
- (2) 実習期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日については、実習を要しない日とする。
- (3) 実習生は、実習を欠務しようとする場合は、事前に数理物質系に申し出るものとする。やむを得ず、事前に申し出ることができない場合であっても、事後、速やかに数理物質系に連絡するものとする。

(賠償)

第10 実習生の賠償に関する最終的な責任は、大学等が負うものとする。

(経費負担)

第11 実習生の実習に必要な交通費、滞在費、食事代、保険料等の一切の参加経費は、実習生又は大学等が負担するものとする。

(その他)

第12 実習の実施について、疑義が生じた事項については、数理物質系、大学等が協議して決定するものとする。